

## 議会運営委員会の概要

- 1 **山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定に係る発議（案）について**
  - ・ 議事調査課長から、資料「山形県議会会議規則の一部改正について」等により説明があり、本日の本会議に提出することが了承された。
- 2 **山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について**
  - ・ 議事調査課長から、資料「山形県議会委員会条例の一部改正について」等により説明があり、本日の本会議に提出することが了承された。併せて、本会議での発議（案）の可決を前提に、「山形県議会オンライン委員会運営要領」を制定することが了承された。
- 3 **山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について**
  - ・ 事務局次長から、発議(案)及び新旧対照表の資料により説明があり、本日の本会議に提出することが了承された。
- 4 **議会運営委員会発議の意見書（案）について**
  - ・ 議会運営委員長から、資料「意見書（案）」により説明があり、本日、意見書2件を発議することが諮られ、了承された。
- 5 **常任委員会発議の意見書（案）について**
  - ・ 政策調査室長から、資料「意見書(案)」により、本日、文教公安常任委員会から意見書1件が発議される旨の説明があり、了承された。
- 6 **特別委員会発議の意見書（案）について**
  - ・ 政策調査室長から、「意見書(案)」により、本日、防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会から意見書1件が発議される旨の説明があり、了承された。
- 7 **議員発議の意見書（案）について**
  - ・ 議事調査課長から、「意見書(案)」により、本日、柴田正人議員から意見書1件が発議される旨の説明があり、了承された。
- 8 **3特別委員会の審査調査の終了について**
  - ・ 政策調査室長から、3月13日の3特別委員会で、いずれの委員会も、審査、調査の終了を決定していることから、本日の本会議において各委員長が調査終了報告を行い、その後、委員会の廃止を諮りたい旨の説明があり、了承された。
- 9 **討論の通告について**
  - ・ 議事調査課長から、資料「発言通告書」により、意見書(案)について、発議第4号に対し、関徹議員（反対）、梅津庸成議員（賛成）及び高橋弓嗣議員（賛成）から、発議第8号に対し、石川渉議員（反対）及び石塚慶議員（賛成）から、それぞれ討論を

行いたい旨の発言通告書が提出された旨が報告され、発議第4号の討論順は、関議員、梅津議員、高橋議員の順に、発議第8号の討論順は、石川議員、石塚議員の順とし、討論時間は各3分以内ずつと決定された。

#### 10 議事日程第8号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により3月17日の議事日程の説明があり、了承された。

#### 11 議会政策提言について

- ・田澤議長から、3月9日の政策提言会議において、資料「令和7年度政策提言」のとおり決定され、本日の本会議終了後、議場で知事に手交する旨の報告があり、了承された。

#### 12 山形県議会危機管理マニュアル（第四版）の策定について

- ・議会運営委員長から、資料「山形県議会危機管理マニュアル（第四版）」を策定することが諮られ、了承された。

#### 13 山形県議会情報セキュリティ基本方針について

- ・事務局次長から、資料「山形県議会セキュリティ基本方針（案）」により説明があり、案のとおり策定することが了承された。

#### 14 その他

##### （1）今後専決処分を必要とする事項について

- ・総務部長から、資料「今後専決処分を必要とする事項」により説明があり、了承された。

#### 15 次回議運開催日時

- ・3月18日（水）午前10時と決定された。

#### 16 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちにと決定された。

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和8年3月17日（火）

午 前 10 時

- 1 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定に係る発議（案）について
- 2 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について
- 3 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る発議（案）について
- 4 議会運営委員会発議の意見書（案）について
- 5 常任委員会発議の意見書（案）について
- 6 特別委員会発議の意見書（案）について
- 7 議員発議の意見書（案）について
- 8 3特別委員会の審査調査の終了について
- 9 討論の通告について
- 10 議事日程第8号について
- 11 議会政策提言について
- 12 山形県議会危機管理マニュアル（第四版）の策定について
- 13 山形県議会情報セキュリティ基本方針について
- 14 その他
- 15 次回議運開催日時  
3月18日（水）午前10時
- 16 本日の開議時刻

# 山形県議会会議規則の一部改正について

## 1 背 景

全国都道府県議会議長会で定める標準会議規則（昭和31年9月8日全国都道府県議会議長会幹事会決定）が、多様な人材の参画の観点から制度拡充する必要があること、議会の制度改正への取組により社会への啓発にもつながること等に鑑みて改正されたことに伴い、本県議会においても同様に山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）を改正するものである。

## 2 改正概要

【産前産後期間に係る欠席届の対象の改正】

- ・産前6週間から産前8週間に改める

## 3 施 行 日

公布の日

発議第 号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（案）

山形県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 洪 間 佳寿美

提 案 理 由

多様な人材の参画の観点から制度拡充する必要があること等のため、提案するものである。

山形県議会会議規則（案）新旧対照表

現行	改正案
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項の規定において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項の規定において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>

# 山形県議会委員会条例の一部改正について

## 1 背 景

令和2年4月、総務省より新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会への参集が困難な場合に、各団体で規定を整備の上、オンラインにより委員会を開催することは支障ないとする通知があり、その後、5年2月には、災害発生や育児・介護等の事由でも同様と考える旨の通知が発出された。

本県議会では、デジタル化推進の取組の中で、ペーパーレス化を優先し、オンライン会議の導入はその後の検討課題と整理したが、7年9月定例会よりペーパーレス化が本格実施となったことから、デジタル化推進会議において検討が行われ、別紙のとおり、議長に対してオンライン会議の導入に係る提案がなされた。

同提案を踏まえ、委員会においてオンライン会議の導入を図ることとし、必要な規定の整備を行うため、山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）を改正するものである。

## 2 改正概要

### 【出席の特例の新設】（第11条の2）

- ・ 以下の場合において、委員のオンライン出席を認める。
  - 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により参集が困難である場合
  - 育児、介護その他のやむを得ない事由により参集が困難である場合
- ・ 秘密会とする場合、オンライン出席はできない。

### 【公述人等及び参考人の出席の特例の新設】（第23条の2）

- ・ 公述人及びその代理人又は参考人のオンライン出席を認める。
- ・ 秘密会とする場合、オンライン出席はできない。

## 3 施 行 日

令和8年4月1日

## オンライン会議の導入について（案）

令和7年9月定例会からペーパーレス化が本格実施となり、また議事堂のネットワークも無線化されたことから、その後の検討課題とされていたオンライン会議の導入を以下のとおり行うものとし、必要な規定の整備を行う。

### 1. 対象とする会議

#### 山形県議会委員会条例に規定する全ての委員会

- 秘密会とする場合はオンライン会議としない。
- 当面、予算(決算)特別委員会を対象から除く。(※決算特別委員会の各分科会は除かない。)

#### 協議調整の場等（デジタル化推進会議、危機管理委員会、広報・広聴委員会など）

- 委員会に準じて対応するものとし、これによりがたい場合は、各協議等の場において、別途対応を協議する。
- その他の会議・研修会等は、必要に応じ、会議等の開催について議会運営委員会へ諮る際に併せて対応を協議する。

#### ※本会議の取扱い

- 法解釈上、本会議における出席は現に議場にいることを要するものとされ、本会議では議案の質疑を除く質問のみオンラインで行えるとされているところ、本県議会では代表質問、一般質問は質疑・質問をあわせ行うこととしているため、本会議でのオンライン会議は導入しない。

### 2. 対象者及びオンライン出席が認められる場合

#### 各委員会の構成委員（各協議等の場の構成議員）

- 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により参集することが困難である場合
- 育児、介護その他のやむを得ない事由により参集することが困難である場合  
→ 会議規則及び会派協議会で申し合わせた欠席事由に合わせるものとする。
- 原則として、正副委員長のいずれかは委員会室で委員長の職務を行うものとする。

#### 委員会が公聴会を開催する場合の公述人・代理人、委員会が招聘する参考人

- 本人の希望に応じ、事前申し出により幅広くオンライン出席を可能とする。

### 3. 運用方法

#### Microsoft Teams により、委員会室とオンライン出席委員をオンライン接続

- オンライン出席委員は、事務局から通知されたID・パスワードにより、自ら用意するパソコン等から接続する。
- オンライン出席委員には、費用弁償である応招旅費は支給しない。
- 運用上必要な手続きや順守すべき事項等は、運営要領により定める。

### 4. 規定の整備

#### 山形県議会委員会条例の一部改正（議運発議）

#### 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正（議運発議）

#### 山形県議会オンライン委員会運営要領の制定（議運決定）

### 5. 施行日

令和8年4月1日

## 発議第 号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条（招集）」を「第11条（招集）」に、「文書」を「文書等」に、  
第11条の2（出席の特例）」  
「第23条の2（参考人）」を「第23条の2（公述人等の出席の特例）」に改める。  
第23条の3（参考人）」

第6条第1項中「場所」を「場所（第11条の2第2項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第18条第2項において同じ。）」に改める。  
第11条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第11条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により当該委員に発言その他の行為をさせることができる。ただし、第25条（秘密会）の規定により秘密会とした場合は、この限りでない。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定によりオンラインにより発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

第23条の2第3項中「及び」を「、」に、「文書」を「文書等」に、「の規定」を「及び第23条の2（公述人等の出席の特例）の規定」に改め、同条を第23条の3とし、第23条の次に次の1条を加える。

（公述人等の出席の特例）

第23条の2 委員長は、公述人又はその代理人について、オンラインにより発言その他の行為をさせることができる。ただし、第25条（秘密会）の規定により秘密会とした場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 渋 間 佳寿美

提 案 理 由

ペーパーレス化の本格実施を踏まえ、議会におけるデジタル化を一層推進するため、委員会へのオンライン出席をできるようにするため提案するものである。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現行	改正案
<p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p> <p>第6条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び<u>場所</u>を定めて、委員長の互選を行わせる。</p> <p>2 一略一</p> <p>(新設)</p>	<p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p> <p>第6条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び<u>場所</u>（第11条の2第2項の規定により<u>全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第18条第2項において同じ。</u>）を定めて、委員長の互選を行わせる。</p> <p>2 一略一</p> <p><u>(出席の特例)</u></p> <p>第11条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「<u>オンライン</u>」という。）により当該委員に発言その他の行為をさせることができる。ただし、<u>第25条（秘密会）の規定により秘密会とした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定によりオンラインにより発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。</u></p>

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(参考人)</p> <p>第23条の<u>2</u> 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 参考人については、第21条（公述人の発言）、第22条（委員と公述人の質疑）<u>及び</u>第23条（代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述）<u>の規定</u>を準用する。</p>	<p><u>（公述人等の出席の特例）</u></p> <p><u>第23条の2 委員長は、公述人又はその代理人について、オンラインにより発言その他の行為をさせることができる。ただし、第25条（秘密会）の規定により秘密会とした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第23条の<u>3</u> 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 参考人については、第21条（公述人の発言）、第22条（委員と公述人の質疑）、<u>第23条（代理人又は文書等による意見の陳述）及び第23条の2（公述人等の出席の特例）の規定</u>を準用する。</p>

## 山形県議会オンライン委員会運営要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号。以下「条例」という。）第11条の2第1項の規定に基づき、委員長が、委員にオンラインにより発言その他の行為をさせる場合等の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### （オンライン出席委員の責務）

第2条 オンラインにより発言その他の行為をする委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像及び音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
- (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- (4) 議会事務局との連絡体制を確保するため、携帯電話を常備すること。

2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンラインにより委員会に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

### （オンラインによる出席の申請）

第3条 オンライン出席委員となることを希望する委員は、委員会開会日の前日（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）午後1時まで、オンライン出席申請書（別記様式）を委員長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 委員長は、前項の申請書を提出した委員について、条例第11条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可するものとする。

### （委員長、副委員長のオンラインによる出席）

第4条 委員長及び副委員長は、オンライン出席委員となることができる。

2 前項の場合において、円滑な議事運営を確保する観点から、委員長又は副委員長は、現に委員会室にいることを要する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 委員長がオンライン出席委員となった場合には、条例第8条第1項の規定に準じ、現に委員会室にいる副委員長（前項ただし書の場合、又は副委員長が委員会を欠席した場合には、条例第8条第2項の規定に準じ、現に委員会室にいる年長の委員）が委員長の職務を行うこととし、オンライン出席委員となった委員長（前項ただし書の場合は委員長及び副委員長）は委員として委員会に出席するものとする。ただし、全ての委員（欠席委員を除く。）がオンライン出席委員となった場合は、この限りでない。

(オンライン出席の要件及び通信障害時の取扱い)

第5条 条例第11条の2第2項の規定は、オンライン出席委員の映像及び音声を確認できる場合に限り適用するものとし、通信障害が生じている間は当該委員が離席しているものとみなす。

2 委員長は、オンライン出席委員に通信障害が生じている間は議事を続行するものとし、後に通信が回復した場合は、議事日程に影響しない範囲で柔軟な対応が取れるものとする。

(表決の方法等)

第6条 委員長は、挙手又は起立による表決を採ろうとするときは、オンライン出席委員の可否については、挙手及び発言により確認するものとする。

2 委員長は、簡易表決を採ろうとするときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に対し、同時に異議の有無を諮るものとする。

3 前2項の場合において、委員長が表決の宣告をしたときに第5条第1項の状態が確認できない委員は、表決に加わることができない。

4 オンライン出席委員は、投票による表決に加わることができない。

(秩序保持に関する措置)

第7条 委員長は、条例第17条第2項の規定に基づき、回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(公述人等又は参考人のオンライン出席)

第8条 条例第23条の2又は第23条の3第3項の規定に基づき、オンラインにより発言その他の行為をしようとする公述人等又は参考人は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

(適用範囲)

第9条 予算特別委員会及び決算特別委員会(分科会を除く。)においては、当分の間、条例第11条の2の規定を適用しないものとする。

2 決算特別委員会分科会における条例第11条の2及び本要領の規定の適用にあたっては、「委員会」を「分科会」、「委員長」を「主査」、「副委員長」を「副主査」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

(別記様式)

## オンライン出席申請書

年 月 日

○ ○ ○ ○ 委 員 長 殿

委 員 名

山形県議会オンライン委員会運営要領第3条第1項の規定により、下記の委員会へオンラインにより出席することについて、許可を求めます。

1 年 月 日 年 月 日

2 委員会名 ○○○○委員会

3 理 由

※ 電子メール、郵送又は持参により提出すること。

発議第 号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について（案）

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例  
山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和 31 年 9 月県条例第 52 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「は、前項」を「（山形県議会委員会条例（昭和 50 年 3 月県条例第  
5 号）第 11 条の 2 第 2 項の規定により同条例第 5 条第 1 項に規定する委員会に出席し  
たものとみなされた場合を除く。）は、前項」に改める。

別表第 5 中	日 額	7,900 円	を	日 額	7,100 円	に
	同	8,600 円		同	7,500 円	
	同	11,400 円		同	10,400 円	
	同	13,300 円		同	11,500 円	
	同	16,100 円		同	14,500 円	
	同	18,000 円		同	16,600 円	

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定は、令  
和 9 年 4 月 1 日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第 109 条第 6 項及び山形県議会会議規則第 13 条第 2 項の  
規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 渋 間 佳寿美

提 案 理 由

山形県議会委員会条例の一部改正及び議員の費用弁償の見直しに伴い、所要の改正  
を行うため提案するものである。

## 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 議会の議員の議員報酬は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 議会の議員が議会並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「議会等」という。）に出席するときは、<u>前項の規定にかかわらず</u>、別表第5に定める費用弁償額を支給する。 （以下略）</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第3条～第11条 （略）</p> <p>別表第1～第4 （略）</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 議会の議員の議員報酬は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 議会の議員が議会並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「議会等」という。）に出席するときは、<u>（山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第11条の2第2項の規定により同条例第5条第1項に規定する委員会に出席したものとみなされた場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず</u>、別表第5に定める費用弁償額を支給する。（以下略）</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第3条～第11条 （略）</p> <p>別表第1～第4 （略）</p>

## 別表第5

居住地から招集地までの往復の路程	費用弁償額
30キロメートル未満	日 額 <u>7,900 円</u>
30キロメートル以上 50キロメートル未満	同 <u>8,600 円</u>
50キロメートル以上 100キロメートル未満	同 <u>11,400 円</u>
100キロメートル以上 150キロメートル未満	同 <u>13,300 円</u>
150キロメートル以上 200キロメートル未満	同 <u>16,100 円</u>
200キロメートル以上	同 <u>18,000 円</u>

## 別表第6 (略)

## 別表第5

居住地から招集地までの往復の路程	費用弁償額
30キロメートル未満	日 額 <u>7,100 円</u>
30キロメートル以上 50キロメートル未満	同 <u>7,500 円</u>
50キロメートル以上 100キロメートル未満	同 <u>10,400 円</u>
100キロメートル以上 150キロメートル未満	同 <u>11,500 円</u>
150キロメートル以上 200キロメートル未満	同 <u>14,500 円</u>
200キロメートル以上	同 <u>16,600 円</u>

## 別表第6 (略)

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

意見書(案)

自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進を求める意見書

近年、世界各地で紛争が絶えず、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。国内においても、自然災害の激甚化・頻発化に加え、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生、クマ被害の急増など、国民の安全・安心を大きく脅かす事案が頻発している。

こうした中、自衛官は、日々変化する安全保障環境に対応しながら国家・国民を守るため防衛任務を遂行している。令和6年7月に本県で発生した豪雨災害においては、陸上自衛隊第20普通科連隊を基幹とする約500名の自衛官が人命救助活動に従事するなど、国民の生命・財産を守るため力を尽くした。

一方で、自衛官は、常時勤務体制や離島・へき地を含む転勤の多さ、若年定年制など、職務や勤務環境の特殊性に由来する様々な制約や負担から、採用応募者が減少するとともに中途退職者が増加し、令和7年3月末時点では定員充足率が9割を下回る状況となっており、人材の確保及び定着が喫緊の課題となっている。

人口減少が進む中、自衛官として質の高い人材を安定的に確保し続けるためには、自衛官の職務や勤務環境の特殊性を踏まえた処遇の改善を進めるとともに、若年定年制により退職した自衛官が、自らの知識・技能・経験を生かすことができる再就職の促進が不可欠である。

よって、国においては、自衛官が希望と誇りをもって職務に専念できる環境を整備するため、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 自衛官の給与、休暇、生活・勤務環境、福利厚生等の一層の処遇改善を図ること。
- 2 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、制度の充実及び再就職支援体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官  
あて

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会議会運営委員長 洪間佳寿美

意見書(案)

イラン情勢の緊迫化による原油価格高騰等から国民生活と経済を守ること  
を求める意見書

世界有数のエネルギー輸入依存国である我が国では、原油の輸入を中東地域に大きく依存しており、全輸入量の9割超を中東諸国が占めている。

こうした中、2月28日から始まったイラン情勢の緊迫化により原油価格が高騰しており、日常生活に欠くことのできないガソリンや灯油をはじめとする原油由来製品の価格高騰による家計への圧迫や、農林水産業や商工業などにおける生産コストの上昇など、国民生活と経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

加えて、エネルギー資源を輸入に頼る我が国においては、エネルギーの安定供給は国民生活と経済を維持するための最重要課題であるが、今後、原油の供給の不安定化が危惧される。

政府においては、「イラン情勢を踏まえたエネルギー対策本部」を設置し、迅速に必要な対応を講じるべく緊張感をもって取り組んでおり、石油の国家備蓄1か月分と民間備蓄15日分の放出を決定するとともに、ガソリンの小売価格を全国平均で1リットル当たり170円程度に抑える方針も示した。

しかしながら、今後、事態の長期化が懸念されることから、国民生活や経済への影響を最小限に抑えるとともに、原油の安定供給に万全を期すため、引き続き全力で対応する必要がある。

よって、国においては、イラン情勢の緊迫化による原油の価格高騰と供給の不安定化から国民生活と経済を守るため、迅速かつ万全な対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  あて  
外務大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官

山形県議会議長  田澤伸一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者  山形県議会議会運営委員長  渋間佳寿美

意見書(案)

教育環境の一層の充実を求める意見書

将来を担う子どもたちに質の高い教育を提供するためには、教職員が子どもたちと向き合い、創意工夫を凝らした授業ができるよう、心身共にゆとりを持って働くことのできる教育環境を整備することが重要である。

しかし、今日の学校現場を取り巻く環境は、いじめや不登校、障がいのある子どもに対する合理的配慮への対応など複雑化・多様化しており、また、貧困問題や保護者からの要望への対応など、求められる役割も拡大していることから、学校の働き方改革は進んでいるものの、依然として長時間勤務が多い実態となっている。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度から国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫しており、各自治体の財政事情により教育格差が生じることが懸念される。

よって、国においては、子どもたちの教育環境の一層の充実に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 子どもたちに質の高い教育を提供するため、学級編制標準を緩和するとともに、教職員定数を改善すること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、地方の負担割合を軽減するなど、必要な財政措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
あて

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会文教公安常任委員長 伊藤香織

意見書(案)

豪雪地帯特有の課題に対応した財政支援等の更なる充実強化を求める意見書

本県は、県内全域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定され、特に積雪の多い26市町村は特別豪雪地帯に指定されている豪雪県であり、降雪期には道路をはじめとした公共施設の除排雪や県民の雪害事故防止など、降雪期後においては雪氷や除雪作業で損傷した道路施設の修繕など、年間を通じて雪対策を実施している。

国においては、本県を含む豪雪地帯に対し、同法に基づき地方交付税や道路除雪費への補助、防災・安全交付金、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金などの豪雪地帯対策に必要な財政上の措置を講じている。

しかしながら、短期集中的な降雪の頻発化等に伴って増加する雪害事故対策や除雪作業等により損耗・消失した道路区画線や道路標示の補修対応、大雪により遅延・運休が生じる公共交通の代替輸送手段の確保など、豪雪地帯特有の課題は多岐にわたって継続的に山積している。本来、全ての課題に対して十全な対応をとるべきところ、本県の厳しい財政運営の中では優先順位をつけて対応せざるを得ない状況にある。

よって、国においては、豪雪地帯における雪対策が財政的に制約されて県民生活に支障が生じることのないよう、同法に基づく財政支援等の更なる拡充に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 雪下ろしにおける死傷事故等を低減するため、自治体において地域の実情に応じて柔軟に雪害事故防止策を実施できるよう、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の「安全克雪事業」の補助率を引き上げること。
- 2 除雪作業等により損耗・消失する道路区画線や道路標示は、安全な道路交通環境を確保することはもとより自動車の安全運転支援機能等にも使用されることから、補修に必要な予算を確保するとともに、区画線等の長寿命化に向けた技術開発を促進すること。
- 3 近年の気候変動(みぞれ・降雨、融雪の増加、ゼロクロッシングの発生)を要因とした路盤の凍結・融解による道路舗装の損傷に対する国の支援を拡充すること。
- 4 大雪等により鉄道の運休が生じた場合のバス等による代替輸送体制構築について、鉄道事業者に対する指導及び必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 　あて  
財務大臣  
国土交通大臣  
国土強靱化担当大臣

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員長  
橋本彩子

意見書(案)

男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論促進を求める意見書

悠仁親王殿下におかれては、令和7年9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関係儀式行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀に堪えないところである。

その一方で、皇位継承については、現行の皇室典範の下では皇位継承資格を有する皇族数は極めて限られており、安定的な皇位継承の確保は喫緊の課題となっている。また、皇位は、これまで一貫して男系により継承されてきた我が国の歴史と伝統に基づくものであり、その維持は国の根幹に関わる重大な課題である。

こうした課題を解決するため、政府においては、令和4年1月12日に国会に報告された『『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議』に関する有識者会議報告』において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること」「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること」「皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること」とした皇族数確保の具体的方策を示し、現行の皇位継承の流れをゆるがせにすることなく、男系による皇位継承を堅持しつつ皇族数を確保する方向性が示唆されたところである。

しかしながら、今日に至るまで必要な法整備が実現していないことから、国会において速やかに具体化に向けた議論を進め、結論を得ることが強く求められる。

よって、国においては、男系による皇位継承の維持を前提とした安定的皇位継承の確保に向けた国会における議論を促進し、速やかにその総意を取りまとめられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
あて

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 柴田正人  
賛成者 石塚慶  
相田光昭  
遠藤和典  
小松伸也  
伊藤重成

2026年3月17日

山形県議会議長 田澤 伸一 殿

山形県議会議員 関 徹 

## 発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑・代表質問・一般質問・緊急質問・ <b>討 論</b> ・一身上の弁明	
発 言 の 要 旨 (討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)		答 弁 者
<p>&lt;発言の趣旨&gt;</p> <p>「自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進を求める意見書」案に反対。</p> <p>自衛官の中途退職増加や応募者数減少の要因は、処遇の問題ではないと考えるため。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		

2026（令和8）年3月17日

山形県議会議長 田澤 伸 一 殿

山形県議会議員 梅津 庸成



## 発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑・代表質問・一般質問・緊急質問・ <b>討 論</b> ・一身上の弁明	
発言の要旨(討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)	答 弁 者	
<p>自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進を求める意見書について賛成の立場から討論</p> <p>(理由) 発議第4号の内容が、自衛官がその崇高な任務に専念できるよう、そして将来にわたって優秀な人材を確保できるよう、安全保障関連3文書改訂検討が行われている今、まさに時宜を得たものと考えから。</p>		

令和8年3月17日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

山形県議会議員

高橋

弓嗣



## 発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑・代表質問・一般質問・緊急質問	討 論	一身上の弁明
発 言 の 要 旨 (討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)		答 弁 者	
<p>「自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書」に対し、賛成の立場から討論する。</p> <p>戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に加え、大規模災害や鳥獣被害への対応など、国民の命を守る「最後の砦」としての自衛隊の役割はかつてないほど高まっている。</p> <p>しかし、24時間体制の任務や施設の老朽化など、負担に見合った処遇が十分ではないことに併せ、少子高齢化と若手の離職により、防衛力の根幹が揺らぐ危機的状況にある。</p> <p>誇りを持って働ける給与体系の見直しと福利厚生充実の充実、そして若年定年制を踏まえ、退職後もその高い能力を地域社会で活かせる環境整備は重要である。</p> <p>自衛官が将来に希望を持ち、任務に専念できる環境を整えることは「国家の安全保障への投資」であり、政治の重い責務である。本意見書への賛同を強く求める。</p>			

令和8年3月17日

山形県議会議長 田澤 伸 一 殿

山形県議会議員 石川 渉



## 発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑・代表質問・一般質問・緊急質問・ <u>討論</u> ・一身上の弁明	
発 言 の 要 旨 (討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)		答 弁 者
1. 「男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論促進を求める意見書」 に反対  (要 旨)  皇位継承について県民には様々な意見があり、「男系」を前提とした議論の促進を求める意見書に反対する。		

令和8年3月17日

山形県議会議長 田澤 伸 一 殿

山形県議会議員 石塚 慶



## 発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑・代表質問・一般質問・緊急質問	討論	一身上の弁明
発 言 の 要 旨 (討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)			答 弁 者
<p>「男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論促進を求める意見書」について賛成の立場で討論する。</p> <p>現在の皇室をめぐる諸制度が複数の皇族がいらっしゃることを前提になりつつあること、現在、皇族方が果たしておられる役割が広範囲にわたること、更には悠仁親王殿下以外の5名の未婚の皇族がすべて女性であることなど考慮すれば皇族数の確保は喫緊の課題である。しかしながら、国会での議論は進んでおらず本意見書を採択し、議論の促進を求めることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

# 会 議 順 序 表

[議事日程第8号]

令和8年3月17日(火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第8号、その他)	
2	<p style="text-align: center;">&lt; 開 議 &gt;</p> ○ 議案上程 (議第66号から議第68号までの3件) ○ 常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商 工 労 働 観 光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長 ○ 採決 (議第66号から議第68号までの3議案)	簡 易
3	○ 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する 条例の制定についての発議案上程・採決 (発議第1号から発議第3号までの3件)	簡 易
4	○ 防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の調査終了報告 について ○ こども支援・若者定着対策特別委員会の調査終了報告について ○ 再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の調査 終了報告について	
5	○ 意見書案上程 (発議第4号から発議第7号までの4件) ○ 討論 11番 関 徹 議員 14番 梅 津 庸 成 議員 16番 高 橋 弓 嗣 議員 ○ 採決 (1) 発議第4号 (2) (1)を除く3件	起 立 簡 易

6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見書案上程 (発議第8号)</li> <li>○ 提出者説明 29番 柴田正人 議員</li> <li>○ 討論 1番 石川 渉 議員 15番 石塚 慶 議員</li> <li>○ 採決 (発議第8号)</li> </ul>	起 立												
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の廃止について、 こども支援・若者定着対策特別委員会の廃止について及び再生可能 エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の廃止について 上程・採決</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt; 散 会 &gt;</p>	簡 易												
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本会議終了後の日程</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時 刻</th> <th style="text-align: center;">委 員 会 等</th> <th style="text-align: center;">会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 議 終 了 後</td> <td>知事への政策提言</td> <td>議 場</td> </tr> <tr> <td>知事への政策提言終了後</td> <td>予算特別委員会</td> <td>予算特別委員会室</td> </tr> <tr> <td>予算特別委員会終了後</td> <td>各 常 任 委 員 会</td> <td>各 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 刻	委 員 会 等	会 場	本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場	知事への政策提言終了後	予算特別委員会	予算特別委員会室	予算特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室	
時 刻	委 員 会 等	会 場												
本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場												
知事への政策提言終了後	予算特別委員会	予算特別委員会室												
予算特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室												

## 議 事 日 程 ( 第 8 号 )

令和8年3月17日(火) 午前10時開議

- 第 1 議第66号 令和7年度山形県一般会計補正予算(第9号)
- 第 2 議第67号 令和7年度山形県土地取得事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 3 議第68号 令和7年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)
- 第 4 発議第1号 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 5 発議第2号 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議 6 発議第3号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 8 こども支援・若者定着対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 9 再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 10 発議第4号 自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進を求める意見書
- 第 11 発議第5号 イラン情勢の緊迫化による原油価格高騰等から国民生活と経済を守ることを求める意見書
- 第 12 発議第6号 教育環境の一層の充実を求める意見書
- 第 13 発議第7号 豪雪地帯特有の課題に対応した財政支援等の更なる充実強化を求める意見書
- 第 14 発議第8号 男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論促進を求める意見書
- 第 15 防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の廃止について
- 第 16 こども支援・若者定着対策特別委員会の廃止について
- 第 17 再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の廃止について

令和 年 月 日 議会運営委員会決定

## 山形県議会情報セキュリティ基本方針（案）

山形県議会は、本県議会が使用するオンライン会議システムをはじめとする情報システム及び保有する電子情報（以下「本県議会の情報資産等」という。）を適正に管理するとともに、本県議会の情報資産等の安全（以下「情報セキュリティ」という。）の確保及び強化を図るため、以下に掲げる取り組みを実施する。

- （1） 議員は、情報セキュリティの重要性を認識し、議員活動の遂行に当たっては、この方針を遵守する。
- （2） 本県議会の情報資産等を適正に管理する。
- （3） 情報セキュリティが脅かされる事象が発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定める。
- （4） 情報セキュリティ対策の実施状況の自己点検等を通して、必要に応じて対策の見直しを実施する。

令和8年4月1日 施行

(令和8年3月17日議会運営委員会資料)

## 今後専決処分を必要とする事項

### 1 予算案件（1件）

- 令和7年度山形県一般会計補正予算（第10号）

### 2 条例案件（1件）

- 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について

### 3 その他案件（1件）

- 公立大学法人東北公益文科大学が徴収する料金の上限の認可について